

# 地域との関係性からみた学童保育施設の立地環境

—横浜市K区を対象として—

番場 美恵子

After-school Childcare Facilities: *Gakudo* in a Local Community  
—A Case of K-ward, Yokohama City

Mieko BAMBA

*Gakudo-hoiku-shisetsu* (after-school childcare facility, the whole system is also called *gakudo*) provide after-school day-care of elementary school age children whose parents are both working, and of children of single parents. Some local governments provide after-school child-care services for all elementary school age students and in some cases *gakudo* is included in the services.

Yokohama city provides the above services separately, using classrooms of elementary schools for the general student population, while using private houses, apartments and other facilities for the *gakudo* children.

For the purpose of finding out (1) the effect of locating *gakudo* outside of schools while other students' after-school activities take place inside schools, and (2) environmental problems related to *gakudo*, the author surveyed 9 *gakudo* facilities in K-ward, Yokohama city. The staff responded to a questionnaire and inquiries.

Analysis of the results shows that having *gakudo* in smaller venues and with smaller numbers of children enables better communication and increased comfort; that for the children, moving to the facility after school brings about a positive change; and that locating *gakudo* outside of schools helps ensure that local buildings are fully utilized. But the interior and exterior environment of many of these off-site facilities remain inadequate. The change to the system that may be most urgently needed is to find better off-site venues. This is where the administration could intervene most effectively.

*Key words:* after-school childcare facility (学童保育施設), elementary children (小学生), community (地域), after-school child upbringing services (放課後児童育成事業), location environment (立地環境)

## 1. はじめに

学童保育<sup>[注1]</sup>の本格的なスタートは戦後すぐのことで、都市部を中心に、保護者自身の手による共同保育として始まり、その後全国的な広がりをみせた<sup>1)</sup>。しかし法的根拠を付与されたのは50年近く経過した1997年で、児童福祉法が改正され、学童保育は「放課後児童健全育成事業」として厚生労働省の管轄のもと法制化された。そして2012年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が2015年4月から適用され、学童保育は新たな過渡期を迎えている。

ところで、“共働き・一人親を持つ小学生”を対象とした学童保育とは別に、“全児童”を対象とした放課後の遊

び場・居場所づくりとして、「全児童対策事業」が自治体レベルで発足し、小学校の余裕教室などを活用した場が設けられている。例として大阪市の「児童いきいき放課後事業」(1992年開設)、横浜市の「はまっ子ふれあいスクール」(1993年開設)、東京都世田谷区の「BOP(ポップ)事業」(1995年開設)、名古屋市の「トワイライトスクール」(1995年開設)などがある<sup>2)</sup>。自治体によっては、この全児童対策事業に学童保育を含める動きがみられ、川崎市では2003年に学童保育事業を廃止し、全児童対策事業の「わくわくプラザ事業」に統合した。以後、東京都品川区、渋谷区などにも同様の動きがみられるが、学童保育と全児童対策事業の一体化には根強い批判も存在している<sup>[注2]</sup>。

そのようななか、横浜市は全児童対策事業と学童保育を

並走させ、両者で児童の受け入れを行う取り組みを行っている<sup>[注3]</sup>。設置場所として、前者は小学校の余裕教室、後者は小学校敷地外にある民家や店舗、公的施設等を利用している。どの学童保育も物件探しに苦心し、現在開設されている場所も満足できるものとは言い難く、問題点も多い。本研究はさまざまな問題を抱えているこの学童保育の空間および立地環境に着目するものである。

建築学的視点からの学童保育に関する既往研究として、山崎・定行<sup>3)</sup>は、子どもの行為に要する面積の実態から空間構成の問題点を見出すとともに、専用室に必要な面積を明らかにしている。清水<sup>4)</sup>は、個々の子どもの過ごし方についてその差異と多様性を把握し、過ごし方の多様性と空間的条件の関係を明らかにしている。その他、宮本・岩淵<sup>5)</sup>、山田他<sup>6)</sup>の論文等からも、学童保育施設に求められる空間条件の研究は一定程度蓄積されていることが認められるが、これらはいずれも学童保育施設の内部環境に限定しているものである。本研究は、内部空間のみではなく、立地環境にも焦点を当てる。類似した研究として、塚田・小伊藤<sup>7)</sup>による、民家等を利用した学童保育所にみる「拠点性」の利点と成立条件をまとめたものがある。調査対象である大阪市の学童保育は、横浜市と設置条件が近く、本研究に関連し示唆に富む。事例調査をもとに、拠点性(子どもたちが地域のものや人との関わりのなかで放課後を過ごす拠点となること)を備えた学童保育の在り方を提示している。

本研究はこの結果も踏まえ、横浜市の学童保育を対象に、全児童対策事業との関係性を視野に入れた学童保育の存在意義と立地環境について研究する。具体的には、①学童保育そのものの存在意義と、小学校敷地外の「地域」にあることの有効性を検討すること、②事例から学童保育施設の

内部環境および外部環境(立地環境)の現状を把握し、問題点を整理すること、を目的とし現状に対する問題解決の糸口を見出すことを試みる。

## 2. 調査対象および調査方法

学童保育施設の実態を捉えるため、横浜市 K 区にある学童保育施設を対象に、専任の職員を含む担当職員(以下、支援員)に対しアンケートおよびヒアリング調査を実施、また各施設の図面採集・写真撮影を行った。K 区は横浜市のなかでもっとも多い 25 カ所の学童保育施設が存在する。そのなかで、横浜市学童保育連絡協議会に加盟している 9 カ所の学童保育施設に調査を依頼し、全 9 カ所より協力を得た。以下では A 学童～I 学童と表記し、具体的な事例をあげながら結果をまとめる。

調査項目を表 1 に示す。内容は大きく I 現在の学童保育施設の状況、II 学童保育施設の創設・開設の経緯、III 今後の学童保育施設の運営計画の 3 つである。連絡協議会の会議にてアンケート用紙を配布し、後日現地に伺い、回答してもらったアンケート用紙をもとに補足のヒアリングを行った。また、各学童保育施設がそれぞれに作成しているパンフレットを入手し、資料として加えた。なお、支援員を対象としたのは、日頃から児童に接し、日々の運営を通して学童保育の現場をもっとも把握している立場であると判断したためである。調査時期は 2015 年 9 月～10 月である。

また、行政の立場からみる学童保育の位置づけとして、横浜市役所こども青少年局放課後児童育成課および横浜市 K 区こども家庭支援課の担当者へのヒアリングも行った。

表 1 調査の質問内容

I 現在の学童の状況について		II 学童の創設・開設について	
Q 1	定員と在籍数	Q 12	創設年と開設年
Q 2	支援員の人数	Q 13	建て替え・移転の有無と理由
Q 3	施設の建物の所有形態、建て方、面積等	Q 14	現在の場所に開設するまでの経緯
Q 4	部屋の内部についての評価(広さ、設備、改善点等)	Q 15	小学校敷地外にあることについてのメリット・デメリット
Q 5	現在の立地についての評価(小学校・駅・公園までの距離、周辺環境等)	Q 16	望まれる学童施設の立地環境
		III 今後の学童運営計画について	
Q 6	近隣関係	Q 17	面積基準の現状と今後の意向
Q 7	敷地内のオープンスペースの有無	Q 18	耐震基準の現状と今後の意向
Q 8	地域の利用施設	Q 19	新制度に対する良い点、悪い点
Q 9	外出先や外出時のルール	Q 20	キッズクラブに転換することによる学童の将来性および需要
Q 10	雨の日に利用する施設	Q 21	「生活の場」としてのキッズクラブと学童の違い
Q 11	学童周辺に欲しい施設		

### 3. 横浜市の制度および学童保育の概要

#### 3-1 放課後児童育成事業の概要

横浜市の放課後児童育成事業には「はまっ子ふれあいスクール（以下、はまっ子）」「放課後キッズクラブ（以下、キッズ）」「放課後児童クラブ（以下、学童）」の3事業がある（表2）。そのうち前者2事業は、実施方法や運営主体が異なるものの、全児童を対象とし、場所は小学校の空き教室を活用しているが、開設目的と時間において決定的な違いがある。はまっ子は子どもの遊び場・居場所づくりを目的に18時まで開設しているのに対し、キッズは17時までははまっ子と同様の機能であるが、17時以降は学童と同じ目的を有し、19時まで開設している。現在、横浜市の全小学校に、はまっ子かキッズのどちらかが開設されているが、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の経過措置が終了する2020年までに、市はすべての小学校のはまっ子をキッズに転換する計画である。

横浜市は2020年までに、数値目標として2万4000人の児童の放課後の受け入れ先を確保するために、学童で1万人、キッズで1万4000人を受け入れる計画を立てている。

#### 3-2 横浜市の学童保育の概要

横浜市の学童保育は民設民営で、2015年の時点で市からの補助金を受けて運営しているものが222カ所ある<sup>8)</sup>。そのうち180カ所が「運営委員会」という組織で運営を行っている。これは、自治会・町内会の代表者、民生委員・

児童委員、青少年指導員、小学校長、事業の対象児童の保護者等で構成されている組織である。実質の運営主体は保護者で、保護者が役員となり保護者会を開催、方針を決定する。日々の児童の育成や指導は支援員が行う。この運営方法は子ども同士のみならず、保護者間でも一体感が生まれる利点がある一方で、保護者の負担が大きいこと、継続的な課題についての解決力が弱いことなどの問題点がある。運営費は市の補助金と利用者からの保育料（平均16,900円/月）がほぼ半々である。閉所時間はキッズと同じ19時までとなっている。

開設場所をみると、建物は民家やアパート、店舗等が176カ所と圧倒的に多い。少数であるが町内会館、集会所、幼稚園、保育園等の施設の一部で行っている学童もある。所有形態はほとんどが賃貸（197カ所）である。施設家賃補助制度があり、上限15万円（耐震基準を満たす施設に移転した場合は20万円）までの補助が出る。

全国調査では、運営主体は公立公営が最多で（38.8%）、開設場所は学校施設内が半数以上を占める（51.8%<sup>2)</sup>（図1、図2）。なお、学校の次に多いのが児童館であるが、横浜市には児童館が存在しない。横浜市の運営方式の多くは、学童保育が誕生した際の方式を踏襲しているが、現在ではむしろ少数派で、独自の路線を歩んでいるといえる。

ところで、2015年に制定された新制度により、学童保育事業施設の面積基準（一人当たりの面積1.65㎡以上）と、建物の耐震基準の確保が定められた。現在、このどちらか1つ以上に抵触している学童は134カ所で、全体の6割弱

表2 横浜市放課後児童育成事業概要

事業名	はまっ子ふれあいスクール	放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ
通称	はまっ子	キッズ	学童
対象児童	全児童	全児童	留守家庭児童
目的	安全で健やかな放課後の居場所づくりを促進し、異年齢児間の遊びや交流を通じて、子どもたちの創造性、自主性、社会性などを養う	小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供する	昼間保護者がいない家庭等の子どもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすために、地域の理解と協力のもと実施
開始時期	平成5年	平成16年	昭和38年
実施方式	委託	補助	補助
運営主体	主に公募法人	主に運営委員会	主に運営委員会
実施数	236カ所	110カ所	222カ所
開所時間	平日	授業終了後～午後6時	5時間以上/日、午後6時*まで
	土曜、長休期間	午前9時～午後6時	9時間以上/日、午後6時*まで *午後7時まで延長の学童多数
実施場所	学校施設	学校施設	学校外の賃貸または自前施設
利用料	保険金として年額500円	保険金として年額500円 午後5時まで：無料 午後5時以降：月額5,000円 別途おやつ代	月額1万円～2万円程度 平均月額16,900円

横浜市子ども青少年局放課後児童育成課 横浜市放課後児童育成事業比較表をもとに筆者編集

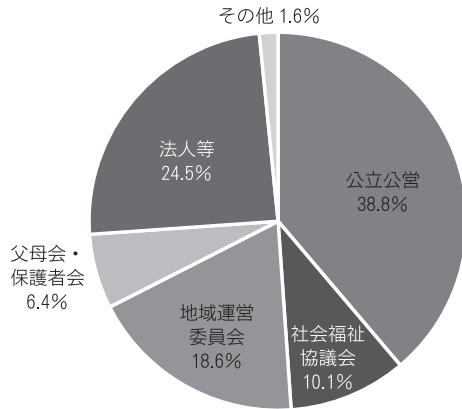


図1 全国の学童保育の運営主体 (2013年5月1日現在)  
 全国学童保育連絡協議会調査資料より筆者作成

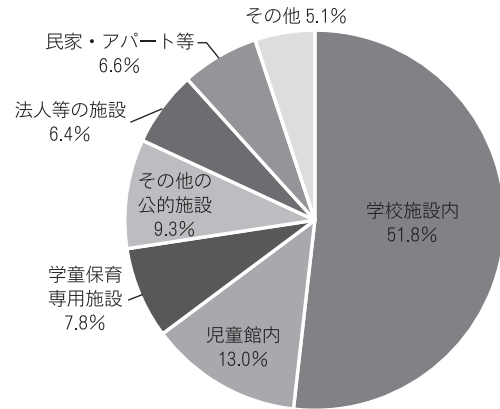


図2 全国の学童保育の開設場所 (2012年5月現在)  
 全国学童保育連絡協議会調査資料より筆者作成

に及ぶ。その解決策としては、①分割 (ひとつの学童を2つに分割する)、②移転、③定員削減の3つがあり、多くの学童が2020年までに改善を迫られている。しかし、簡単に解決できない壁が存在する。

問題点を大きく分けると2つあり、まずひとつは、横浜市放課後児童育成事業における学童以外の事業との関係性である。前述のとおり、横浜市は2020年までに、全小学校のはまっ子をキッズに転換する計画である。通学している小学校がはまっ子からキッズに転換することにより、これまで学童に通っていた児童が、キッズを利用するようになることも予想され<sup>[注4]</sup>、将来的な学童の利用人数が掴めない。現時点では面積基準がクリアできていなくても、2020年には利用者が減少する公算も高く、それにより移転せずに済む可能性がある。しかしあくまで不透明で先が読めない状況なので、学童は積極的に分割や移転に踏み切れないのが実情である。

そしてもうひとつが、移転先確保の問題である。現在の

学童はそれぞれ、運営主体である保護者が伝手を頼りによく見つけた場所である。現在の場所に開設されるまでに、適当な場所が見つからない、近隣との話し合いがまとまらないなど多くの困難を体験してきている。現在、市も移転の手助けとして、新規に建物を建てるオーナーに対して学童施設を提供してくれるよう告知したり、使える物件の収集・公開を行ったりしているが、その数はあまりにも僅少で、ほぼ機能していないのが現状である。

### 3-3 調査対象の学童保育の概要

#### (1) 児童および支援員の人数

学童保育の規模は、小規模 (10~19人)、標準 (20~40人)、大規模1 (41~80人)、大規模2 (81~120人)、大規模3 (121人~) の5段階にわかれており、一般に40人未満が望ましいとされている。調査した9カ所の現状は、大規模1 (41~80人) が7カ所ともっとも多く、標準が1カ所、大規模2 (81~120人) が1カ所であった (図3)。また、実際

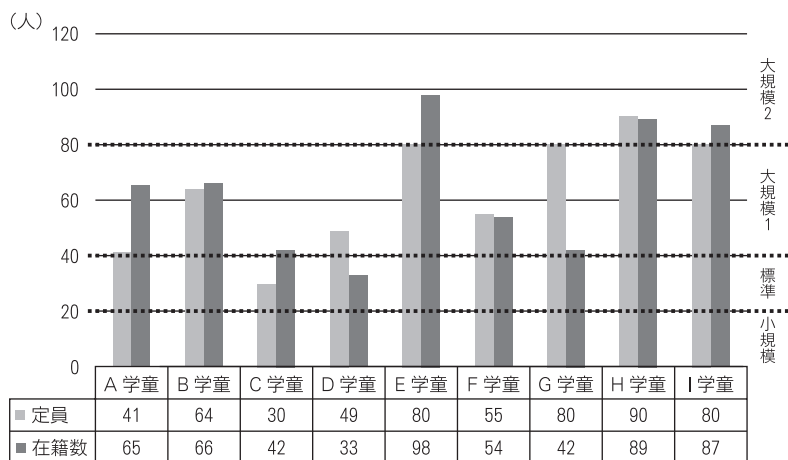


図3 調査対象学童の定員と在籍数



の在籍数はほとんどの学童で定員を上回っている。学童に通う児童のなかには、週に数回程度しか利用しない場合も多く、それが定員よりも多い児童を受け入れている理由のひとつになっている。在籍学年は、トータルでみると1, 2年生だけで全体の半数以上を占める(54.9%)。また、高学年である5, 6年生の利用も全体の16.5%みられる。

なお、ひとつの学童を利用する小学校の数は、2校が4カ所ともっとも多く、1校3カ所、3校2カ所と続く<sup>[注5]</sup>。1校のみの学童は、小学校の近く(徒歩5分以内)に位置している場合が多い。

支援員は常勤・パート・アルバイトから成る。支援員の人数は、常勤が2人もしくは3人で、パート・アルバイトが3~10人の体制である。女性が多いが、男性を常勤支援員に持つ学童も5カ所でみられた。

## (2) 建物の概要

建物はすべて賃貸(ただし1カ所のみ無償で借りている)で、家賃は月額15万~30万円程度である。種類は集合住宅が4カ所、戸建ての民家1カ所、施設(保育園)が1カ所、店舗テナント3カ所である(図4)。1フロアを使用しているのが6カ所、2フロアが3カ所で、専有面積は49.5㎡から141.65㎡である。在籍数から一人当たりの面積を割り出すと、1.05㎡~3.11㎡となり<sup>[注6]</sup>、新制度の基準である1.65㎡以上の学童は1カ所のみであった。学童としては、受け入れ人数が多いほど保育料を徴収できかつ補助金が増えること、子どもの放課後の行き場を確保するために希望があれば受け入れたい気持ちを持っていることが、結果として一人当たりの面積を狭める要因にもなっている。居室数は1~3室であるが、面積との相関はなく、全体的にひとつの大きな空間をコーナーで仕切って使用しているケースが多い。



図4 学童保育施設外観一覧

表3 各学童保育の開設までの経緯

	創設年	開設年	移転等	経緯
A 学童	1985	1994	移転 1 回	創設時は教会の横にあり、教会の建て替えをきっかけに移転。移転先は支援員や保護者が必死に土地を探した。やっと見つかった現在の土地に、学童専用として新築。2 階建ての集合住宅で、1 階は学童のスペースとして建設された。
B 学童	1962	1978	移転 4 回	創設時は小学校の近くに、地主の厚意でプレハブの建物を建設。その後人数の増加とともに移転。集会所に移転したこともあったが、手狭であること、近所の苦情により現在の場所に転居。3 階建ての 1, 2 階部分を使用。
C 学童	1987	1990	移転 1 回	保育園を卒園した子どもの親が保育園に掛け合って、保育園の一部を借りることになった。その後、同じ保育園の中で場所が移った。
D 学童	1992	2002	移転 1 回	平屋の戸建てを借りていたが、家主の都合で立ち退くことになり、保護者の中で移転検討委員会を立ち上げ、現在の場所を借りることになった。現在の場所はラーメン屋の跡地。内装はほぼそのままの状態で使用している。
E 学童	1981	1991	建替 1 回 移転 3 回	はじめは 4,5 人の親が自宅を開放したところから始まる。人数が少しずつ増え、現在の家主に出会い小さな戸建てに転居。しかし騒音等から近所より苦情が増え、同じ家主の計らいで、現在の場所に転居。その後台風の被害で建て替えをし、学童の専用施設として新築 2 階建ての戸建てを建設。
F 学童	2009	2011	移転 1 回	人数が増えたため転居。保護者が移転先を探し、小学校に近い場所へ転居。テナントの 2 階部分を利用。1 階は家主の会社が入っている。
G 学童	1979	不明	移転 2 回	最初は保護者の自宅で開設。その後町内会館を借りていたが、学校から遠いこと、間借りだったという理由により現在の場所に転居。5 年くらい前までは 2 階まで借りていたが、現在は児童数が減ったので 1 階のみを使用している。
H 学童	1990	1992	増築 2 回 移転 2 回	学区外から通っていた子どものために分割した。なかなか施設が見つからず、ガラス工場を改装してもらった。保護者と家主のつながりで借りることができた。
I 学童	1985	1989	移転 2 回	スタートは創設者の自宅。それから子ども専用の遊び場を確保するため、保護者や支援員とともにアパートを 2 度移転した。現在は 4 階建ての 2 階部分を使用している。

創設年とは学童保育所として開所した時期、開設年とは現在の施設で開設した時期を指す

創設から現在の建物で開設するまでの経緯をみると、どの学童も少なくとも 1 回以上の移転を経験している (表 3)。移転の理由は「手狭になった」「近所からの苦情が多くなった」など、移転を余儀なくされたケースが多い。転居先探しはどの学童も悪戦苦闘しており、保護者が自ら探し回り、確保に至っている。理解ある家主に巡り合い、家主の計らいで専用の建物を新築してもらえたところもあった (A 学童, E 学童)。どの学童も総じてかなり築年数が経過しており、さらに予算に余裕がないことから、不具合があっても改修されずに放置されたままのところが多い。

#### 4. 「地域」に存在する学童保育の意義と有効性

##### 4-1 支援員からみた地域性の意義

学童が小学校敷地外にあることについて、支援員の意見として以下のような回答を得ることができた。まずメリットとして多くあがったのは、「学校からの解放感が味わえる」(6カ所)、「地域施設(公園など)を使って遊べる」(5カ所)、「学校との気持ちの切り替えができる」(3カ所)、「社会勉強になる(道の歩き方、地域の人とのコミュニケーション

ョン)」(3カ所)などである。学校と放課後の活動を切り離すことの大切さ、そして地域の中で遊べることの有効性を強く感じている支援員は多い。また、「生活の場が確保できる」という意見もあった。これは、学童が子どもたちにとって「第二の家」として機能する場であり、遊ぶだけの場ではなく「生活の場」として日々の生活行為を行う子どもたちの拠り所とする考えに根ざした意見であり、学童保育本来の役割を重視したもので、学校の中ではこれが貫徹できないことへの裏返しと受け取れる。

一方、デメリットとして、「下校時の安全面が不安」(7カ所)、「騒音等の近隣トラブル」(3カ所)、「グラウンドなど遊び場がない」(1カ所)、「施設の確保、運営が厳しい」(1カ所)などの意見があがった。とくに小学校や公園までの距離がある施設ほど下校時の危険性は増し、支援員も危惧している。

以上の特徴は、はまっ子やキッズが小学校敷地内で開設されているメリット、デメリットと相反する関係となり、一長一短がある。どちらを取るかは利用者の意向によるが、支援員としては、学童が地域の中にある意義を認識したう

えで、それを有効に活かせると考えている。それは、希望として学童がどこにあるのがよいかという質問に対しての回答が、「小学校の敷地内」は2カ所のみ、それ以外は現在のように「地域の中」であったことから読み取れる。支援員は、日々の児童の様子を目の当たりにし、現場を切り盛りする立場にある。学校敷地外にある立地のデメリットも認めつつ、地域に存在する意義を強調していることは、行政が今後の事業の方向性を検討するうえでも貴重な意見になると考える。

立地についてはさらに、「地域の中」でも「小学校に隣接した敷地」が望ましいとする意見が多かった。小学校とは別の場所にあることによって、メリットである学校からの解放感、気持ちの切り替えを維持しつつも、校庭や体育館といった学校の施設を利用でき、近いことで安全面も担保されるという考え方からである。その他の要望としては、「近くにボール遊びができるような公園がほしい」、「集合住宅より戸建て」などの意見があった。

また、はまっ子がキッズに転換することに対して、今後の学童の需要がどうなると思うかとの問いに対しては、半

数が、「学童の入所者が減少するのではないかと懸念を抱いている。「行政は学童とキッズの2本柱で行く」というのが、実際はキッズ一本化ではないか。キッズが学童と同じことをしていくとしたら、学童の需要は減少していくと思う。」「キッズができて市は共存していけると言っているが、地域性などを考えたときに、保育料、親の負担などだけを考えている保護者の中にはキッズを選択する方もいると思われる。いかに学童の良さをアピールし、また子どもにとっての放課後をどう充実させていくかが課題。」などの意見がある。

支援員が考える学童とキッズの違いを、表4に一覧で示した。総じて学童は「小規模」で「生活の場」であり「一人ひとりにきめ細かい対応ができること」を特長としてあげているが、なかなか保護者には伝わりにくい。入所説明会等で説明をしても、実際に入所を選択する保護者たちにとっては保育料や送迎のしやすさが優先されてしまい、支援員としては学童の特長を完全に伝えきれない歯がゆさがある。

表4 支援員が考える「生活の場」としての学童とキッズとの違い

キッズは箱型で、イベントをみんなでやる環境。一方学童は個々の対応。「社会的親」によるたくさんの大人の目があり、地域とのつながりがある。その結果、卒所した後も帰って来る（遊びに来る）子どもも多い。
学童は決まったメンバーが大人と過ごす場所。OG、OBが来てくれる。
キッズは17時までは全児童が利用できる子ども一人ひとりを見ることはできない。学童は留守家庭を対象としているので一人ひとりをよく見ることができる。支援員としては子どもとつながりが持てるように、子どもの意思を尊重するよう努めている。
キッズは17時までが全児童対象。17時以降がいわゆる学童（生活の場）になる。学童は「ただいま」から「また明日」までその子を知った支援員などがその子に合った対応をしている。保護者を含めコミュニケーションが密に取れ、核家族の今、一人っ子も学童では兄弟のように育ち合っている。
キッズは時間でその対応をわけているが、留守家庭という環境を持っている子どもたちの生活を時間で区切ることはできない。おやつを提供し、宿題をやらせることだけが「生活の場」ではない。学童は一人ひとりの環境や心にも寄り添いながらの「保育」を実践している。保護者との連携・協力も大事にしている。
横浜市の放課後育成事業は3つもあってわかりにくい。学童のみでいいのではないかと。キッズはイベント型という認識を持っている。学童の方が子どもの気持ちを考えた場合自由でよい。何もしなくていい時間が大切だと考えている。
自分の子をあずけるなら学童のほうがよい。一人ひとりを同じスタッフがみてる。保護者同士が共有し合える。
子どもの健全な育成、家庭の子育て支援の2つが重要。学童の方が、より家庭的な雰囲気でも一人ひとりの子どもを理解し仲間づくり集団づくりの支援を、遊びや日々の生活の中で長期的に行っている。保護者や学校関係者と信頼関係を築き、学校、家庭、学童の視点で子育てを支援している。
一人ひとりの子どもと向き合えるかどうかの違い。キッズは全児童なので一人ひとりを理解するところまでは難しいのではないかと。



## 4-2 行政からみた学童の存在

以下ではヒアリングをもとに、行政の立場からみた学童の位置づけと問題点をまとめる。

横浜市としては、児童の受け入れ人数の問題は、キッズと学童の両事業をもって解決可能と考えている。また、両者それぞれに特徴があり、児童によって多様な選択肢をつくることも重要と話す。2020年までに学童が行わなければならない分割・移転に関しては、新制度の基準を満たすべく積極的に関与していきたい考えではあるが、学童はあくまで民設民営であるため、行政が強要できない。物件の紹介はできても、最終的な契約等々は私的財産が絡んでいるため、本人たちの問題だという考えである。その一方で、分割や移転は単年でできることではなく、長い時間をかけての検討が必要であるため、現在の運営委員会の組織形態ではなかなかうまくいかないのではないかと認識も持っている。分割・移転を積極的に推し進めるキーパーソンが必要と話す。さらに、学童に対しては、ただ待っているだけではなく、生き残るための積極的なアピール活動（キッズとの違い、その学童の特徴など）も大切であると発破をかける。

分割・移転を推し進めたいが強制力のない行政と、体力のない学童の実態から、4年後に迫った新制度への遵守が間に合わない懸念が生じている。

## 5. 事例にみる学童保育施設の立地環境

### 5-1 内部環境の評価

学童保育施設の図面を図5~13に示す。調査では、実測、家具配置の採集、写真撮影を行ったうえで、支援員に対して広さ、設備等の評価を尋ねた。

広さに関しては、「広い」と感じている学童は皆無で、「適当」が2カ所、それ以外は「狭い」と感じている。面積が比較的広いところは受け入れ人数も増加するため、基本的にどの学童も人が多く狭い。設備に対する評価としては、トイレの数を増やしたいという回答が目立った。トイレの数は1~2カ所で、とくに1カ所あたりの人数が30人を超えるところは増設を望んでいる。また、収納スペースを増やしたいと感じている学童も多い。間取りに関しては、「改善が必要」と回答した学童が6カ所あった。その内容としては、「静養室が欲しい」という意見が多い。施設の主なスペースとしては、「児童の遊ぶスペース」「支援員の事務スペース」「静養室」などが必要とされているが、この3室がすべて独立している施設はない。多くの学童は、1室をコーナー家具などで仕切り用途をわけている。ベースは児童の遊ぶスペースで、事務スペースが部屋として独立しているところは1カ所（C学童）、コーナーとして仕切

られているところが2カ所（D学童、H学童）で、他はゆるやかにエリア分けされているのみである。また、静養室（保健室）が独立しているところは1カ所だけであった（B学童）。

その他、「日当たりが悪く暗く感じる。建物が古く全体的に小汚い印象（I学童）」「耐震診断ができていないので不安だが、家主にお願いしなくてはならないので言いづらい（F学童）」「もっと広い物件に移りたい意志はあるが、ハードルが高く物件の確保に至らない（B学童）」など、多くの学童で建物に関しては不安や悩みを抱えている。しかし現状を受け入れ、その範囲でどうにか工面して使用している。どの学童も決して満足はしていないが、簡単には変えられないのが現実である。

### 5-2 外部環境の評価

#### (1) 立地環境

学童の建物を中心に、地域の周辺環境を地図にまとめたものが図14である。これをもとに、学童から各施設までの距離をみる。

まず小学校との距離であるが、すべての学童が小学校に近いわけではなく、なかには最寄りの小学校から徒歩20分弱の距離にある学童もある。小学校から学童までの通学路での交通量は学童によってさまざまであるが、帰路に「危険な場所がある」と回答したところが6カ所と多く、内容としては信号機のない横断歩道、車道のない歩道などがある。このように、少なからず学童までの通学路に危険性ををはらんでいるが、A学童の支援員は「学校は安全だが危険性を察知する力が身に付かない。学童に来るまでにいろんな場所を通ったりいろんな人に会ったりするので危険を察知する能力が身に付く。それも大事なことだ。」と話す。また、ほとんどの学童が最寄り駅からは遠く（徒歩15分以上）、実際遠いと感じている支援員が多い。これは通常時はさほど問題にはならないが、長期休暇中、電車に乗って外出する際などは駅までの距離が負担になることもある。

周辺環境に対する評価は学童によって異なり、「良い」と回答する理由としては、「小学校に近く、校庭を利用できる（F学童）」「周辺に公園が多く自然が豊か（I学童）」などがある。「悪い」と回答した理由としては、「すぐ上に高速道路があるため空気が悪くうるさい（D学童）」「住宅街なので子どもたちの騒音が目立つ。路地が多く飛び出しが危険（H学童）」などがあつた。総じて、学童の周辺に利用できる施設（公園や小学校など）が近くにあると比較的评价が高く、道路環境などの交通の面で条件が悪いと評価が低い。また、大通りに面していると危険なことと騒音に対して不満があり、住宅街の中にあると、逆に子どもたちの声が近所迷惑になると心配している声が多かった。



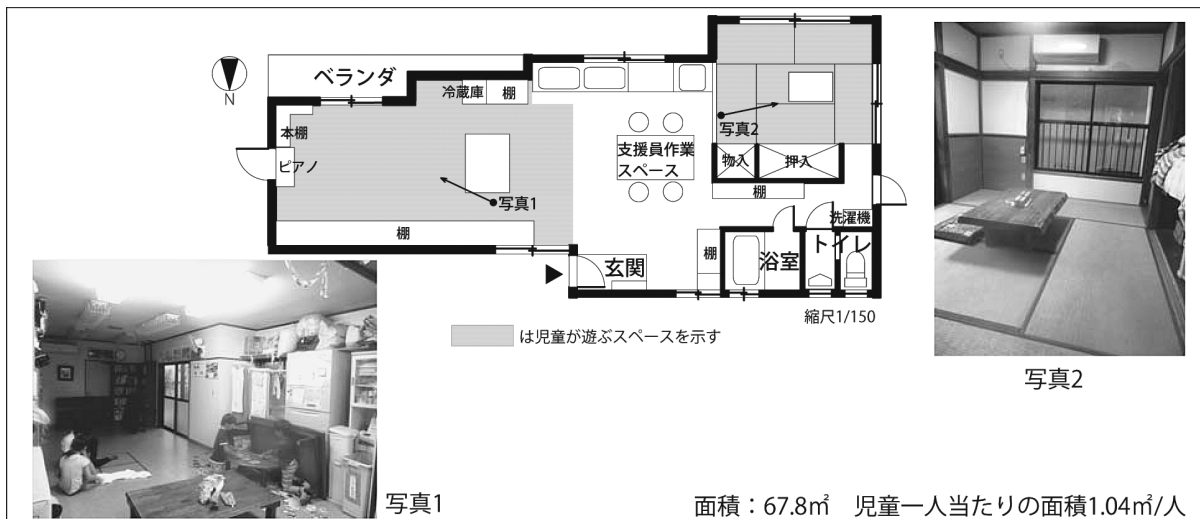


図5 A学童 平面図および内部写真

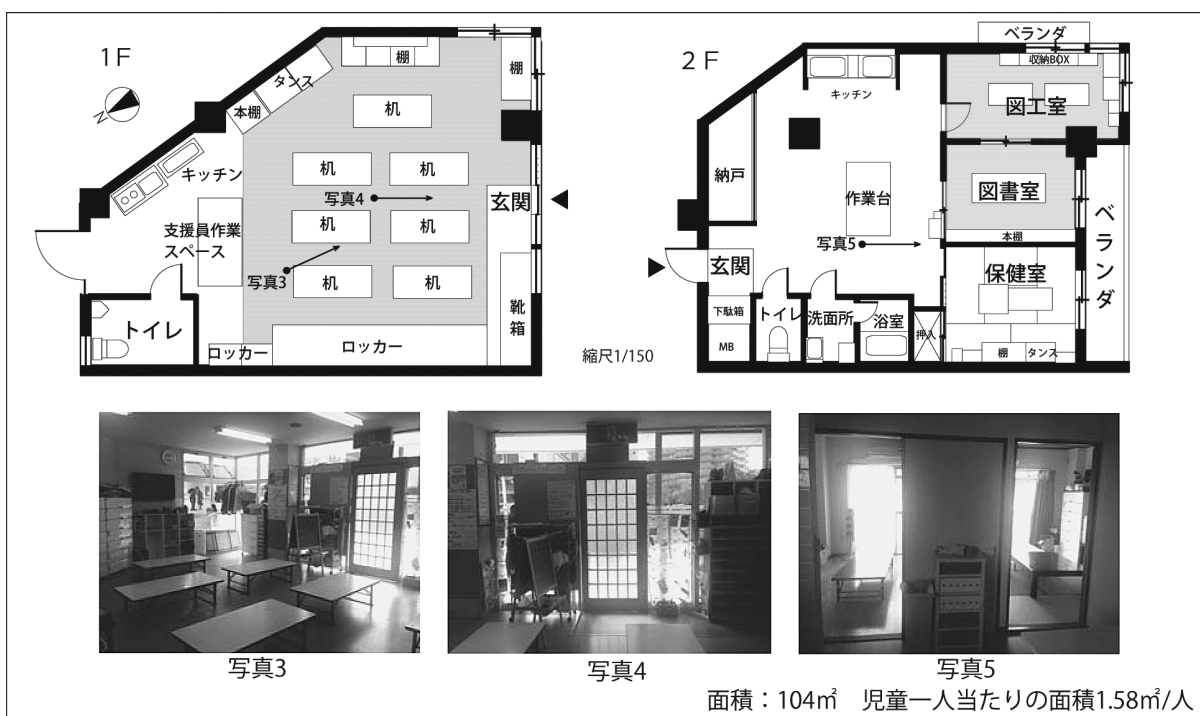


図6 B学童 平面図および内部写真

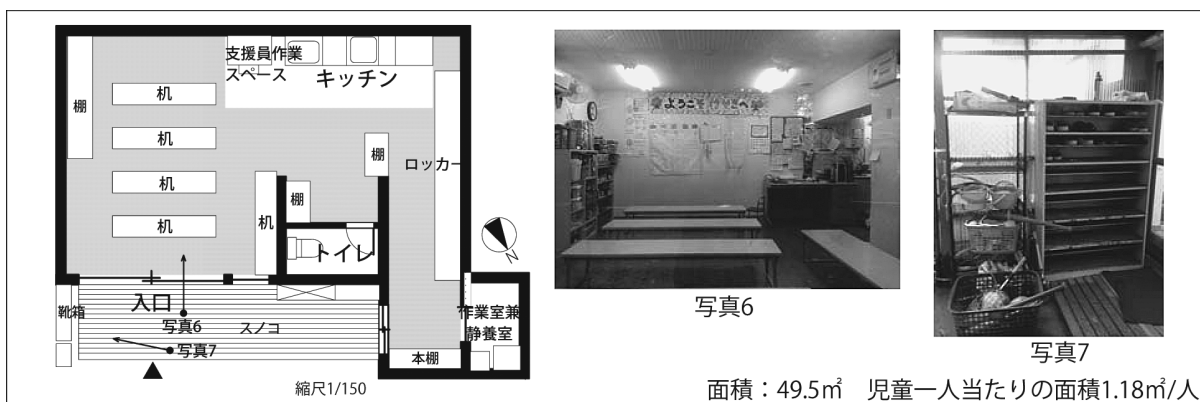


図7 C学童 平面図および内部写真

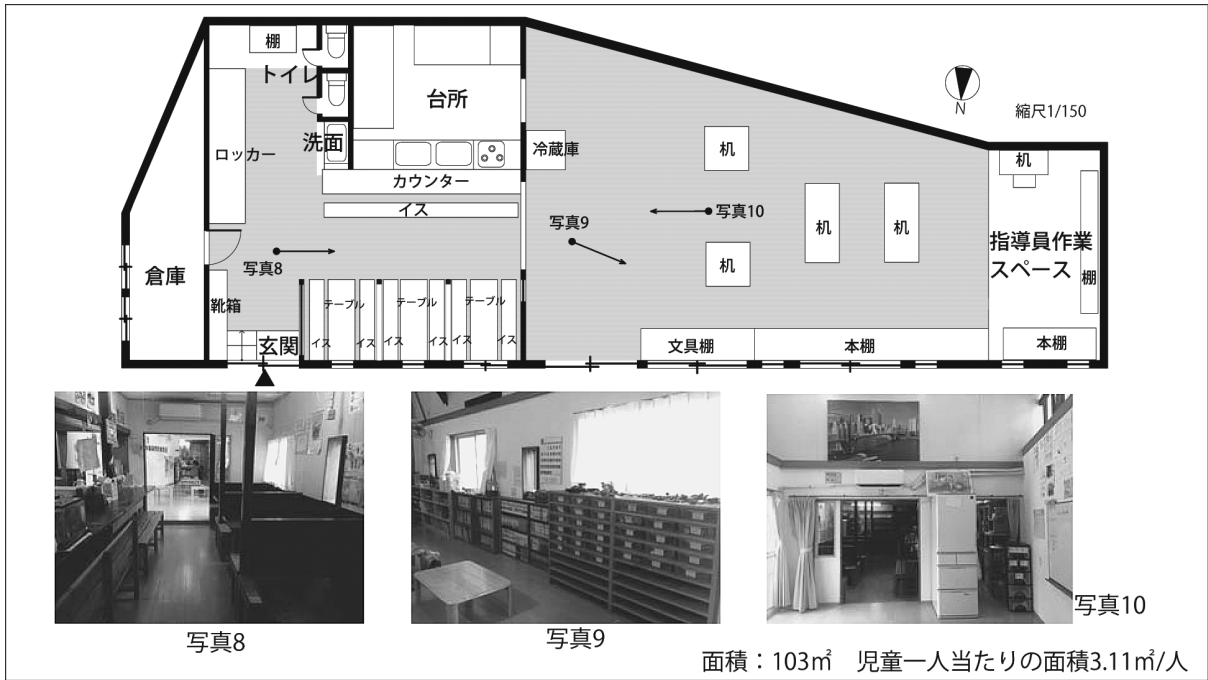


図8 D学童 平面図および内部写真

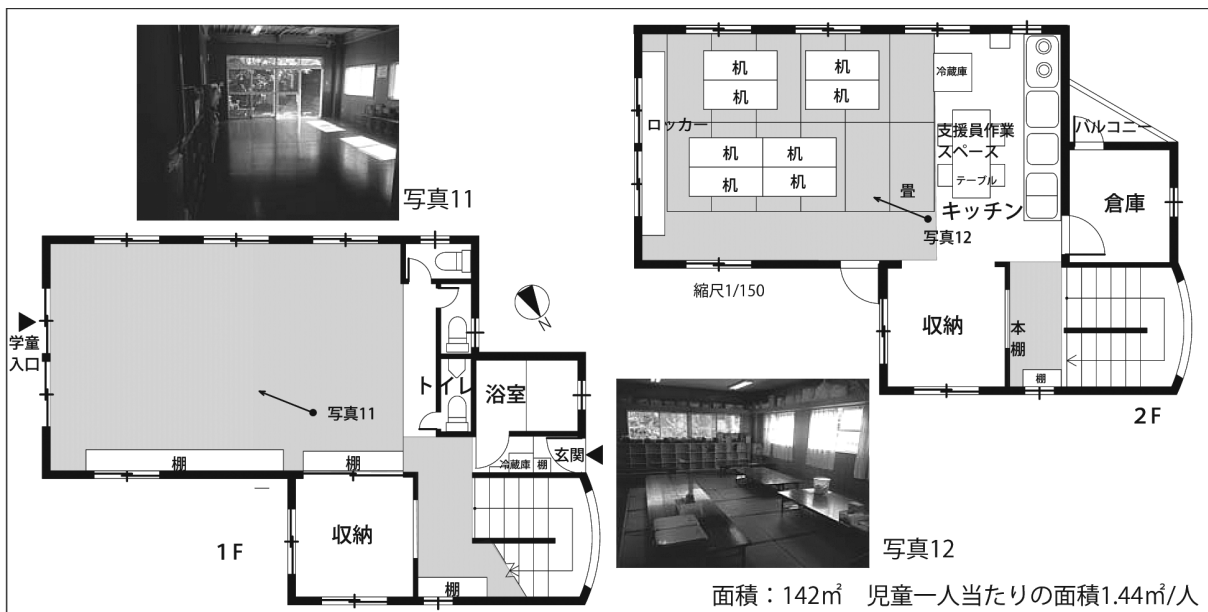


図9 E学童 平面図および内部写真

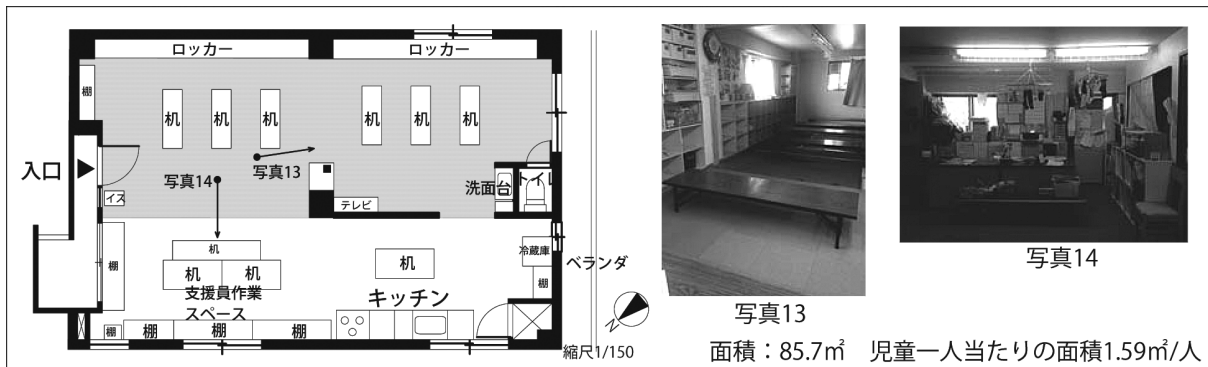


図10 F学童 平面図および内部写真

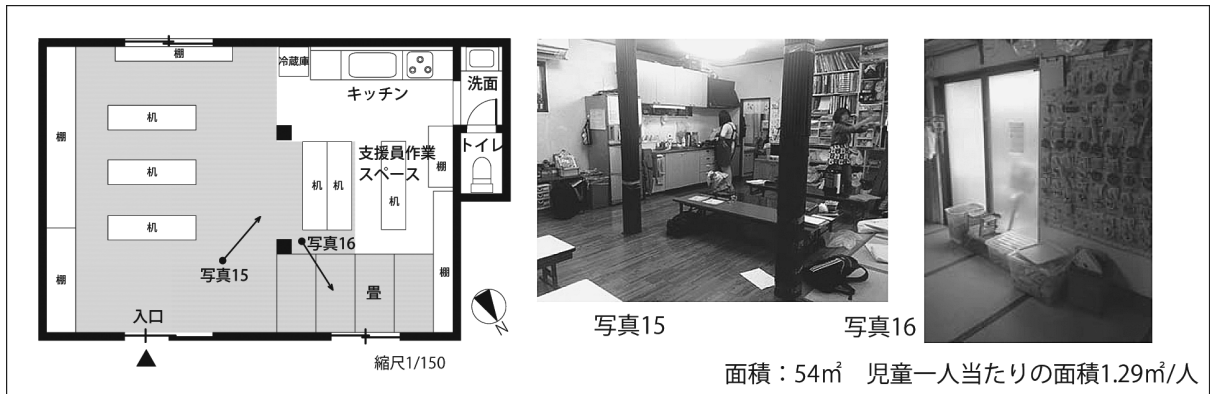


図 11 G 学童 平面図および内部写真

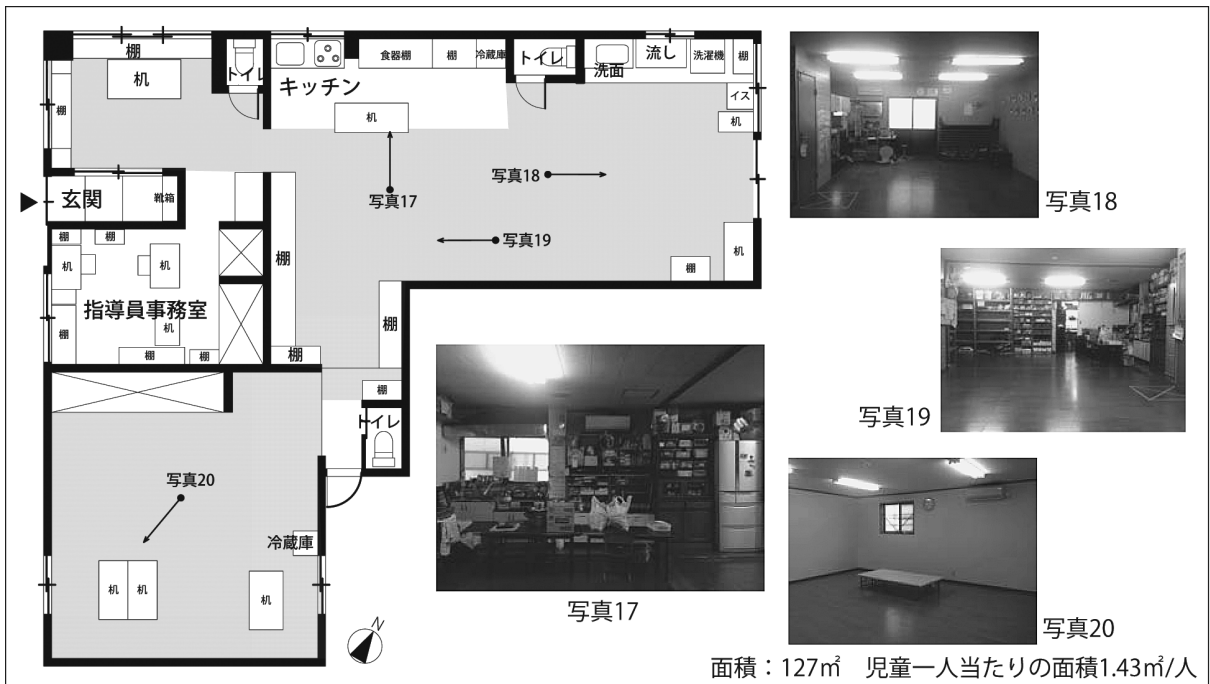


図 12 H 学童 平面図および内部写真

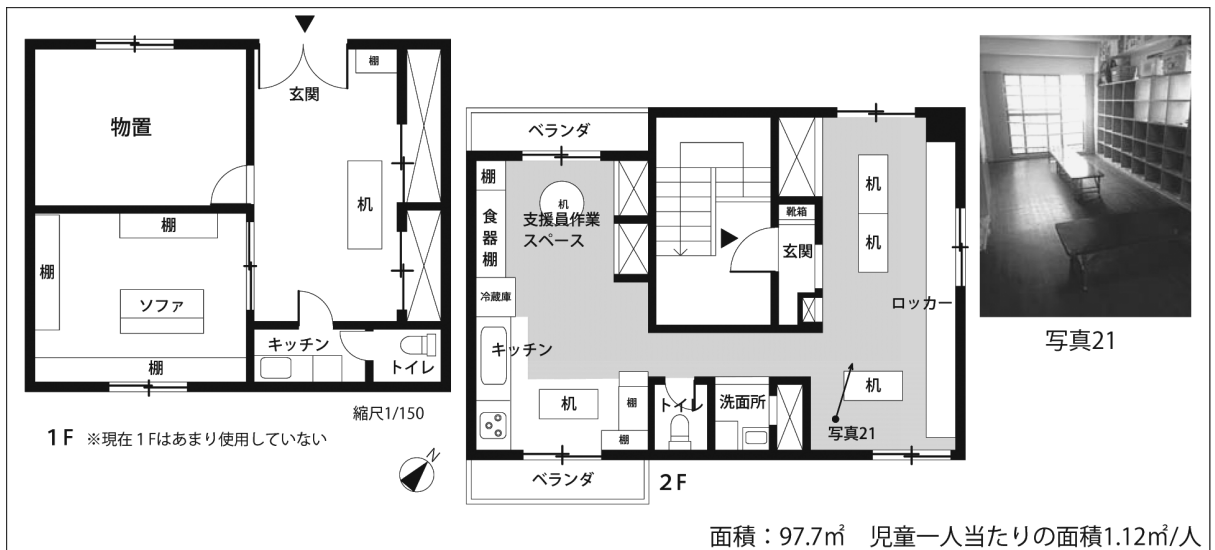


図 13 I 学童 平面図および内部写真







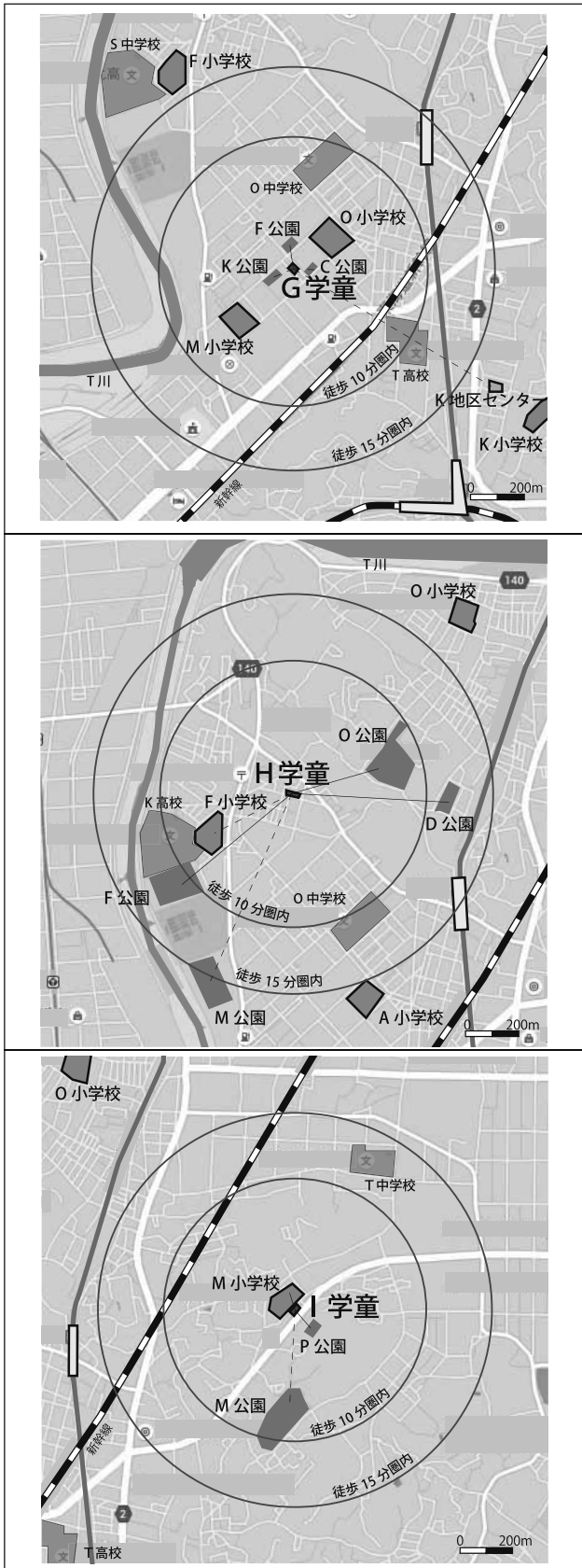


図 14 学童を中心にした周辺地域の立地環境②

また、近隣との関係に関してはどの学童も気を遣っている。過去も現在も関係が良好であるところは皆無で、「どちらともいえない」4カ所、「過去にトラブルがあった」3カ所、「あまり良好でない」1カ所、「まったく付き合いがない」1カ所であった。苦情としていちばん多いのはやはり子どもたちの騒音で、そのほかに学童までの歩き方のマナー、ボールの飛び出しなどがあった。近隣から直接苦情を言われることも多く、学童としては都度対応に苦慮している。「大きなトラブルはないが、迷惑をかけたこともしばしば (F学童)」, なかには「隣接するお宅にはお中元とお歳暮を渡している (H学童)」など、日頃から気を配っている例もあった。特定の人に苦情を言われるがその他の近隣住民との関係は良好、というコメントもあった。

## (2) 遊び施設

学童の建物以外で子どもたちが遊ぶスペースに着目する。

まず、施設敷地内に外遊びのできるオープンスペースの有無については、あると回答したのは2カ所のみで (C学童, E学童), この場合、外遊びで庭を使用することが多い。それ以外の学童は、近くの公園や小学校の校庭で外遊びを行う。小学校に近い (徒歩5分程度) 学童であれば、校庭へほぼ毎日出かけるという (F学童, I学童)。その他の学童がほぼ毎日利用するのは公園である。利用する公園はどの学童も2~3カ所あるが、利用頻度の高い公園がたいていひとつある。多くの場合、学童に近い公園であるが、なかには公園が近くになく、徒歩10~20分かけて出かける学童もある。B学童が週に1回は行く公園は徒歩20分程度のかかなり遠い場所にある。しかしこの公園はプレイパーク事業を展開しており、木工作業などのイベントがあるため、子どもたちは楽しみにしている。

外遊び以外に利用する施設としては、地区センターもあげられたが、どの学童もそれほど近くにないこともあり、利用頻度は低く、長期休暇など特別なときの利用が多い。また、長期休暇のイベントとして、スーパーやコンビニへ子どもたちが買物に行くこともあるようである。

敷地内に庭があるC学童と、比較的内部面積の広いD学童は、普段は施設の敷地外に出ることは少ないが、それ以外の学童は地域の施設等の資源を利用して、学童の建物内では賄えない部分を補完している。その意味では、学童は学童のみで成り立っているのではなく、学童保育施設を拠点として、地域の中に子どもたちが点在しているといっよい。しかし、ヒアリングからは、このような地域資源の活用はあるものの、地域の人たちとの交流エピソードはあまり聞かれなかった。

また、安全面を考慮し、「出かけるときはあらかじめそ

の日の外出先をスタッフが決める (B 学童)」「日常の外出は近隣公園のみ。希望者だけで揃って行き来する (E 学童)」「5 人以上行きたい子がいれば公園へ行く。大人が一人ついて名簿を持って行く (I 学童)」「ペアを組んで並ぶ。先頭と後ろに支援員が付く (F 学童)」といったように、外出先へはまとまって行動し、必ず支援員が付き添うなど、危機管理に気を配っている。なお、高学年になると比較的自由に動くようになり、連絡さえすれば一人での外出が可能な学童が多い。「学童から友だちの家に行くことも OK」とするルールをつくり、融通を利かせている。

問題点として、どの学童も雨の日に利用する施設がないと回答しており、雨天時には全員が学童の施設内にいても狭苦しい。学童の近くに欲しい施設を聞いたところ、「自由に遊び回れる大きな公園」「地区センター」「屋内運動施設」等が多くあげられており、雨の日でも利用できる場所、子どもたちが体を動かせる場所が近くに欲しいとする希望が強かった。

## 6. まとめ

以上から、横浜市の学童の実態がある程度明らかになった。本研究の目的に沿って、問題点を以下に整理する。

まず学童の存在意義と「地域」にあることの有効性について考察する。学童の存在意義については、全児童を対象としたはまっ子やキッズと比較すると、小規模であるがゆえに、支援員の目が行き届きやすく、児童一人ひとりに個別の対応ができること、それが学童の本来の目的である「生活の場」として留守宅家庭の保護者にかわる機能を有することを特徴としてあげることができる。また、「地域」に存在することの有効性としては、学校との切り替えができること、地域資源を活用できることなどから、その差異性を見出すことができる。今回の調査は支援員からの見解が主であるため、意義や有効性を断定するには論拠が不十分ではあるが、新制度が施行されてなお、全児童対策事業とは別に学童保育事業を展開させている行政の方針からも、これらの特徴を活かしつつ存続させる意味は大いにありと考える。しかし、将来的には学童がキッズに淘汰され一本化されてしまうのではないかと懸念もある。これを解決するためには、施設環境の向上および学童の明確な特徴づけが重要になる。

2 つめの目的である立地環境 (内部環境および外部環境) の問題点の把握については、以下のような現状が明らかになった。内部環境に関しては、ほとんどの学童が、狭い、古い、設備が整っていないなどの不備やそれに対する不満を持っている。外部環境に関しては、小学校や公園まで距離がある場合、外で遊べるところが少ない、学童から各地

点までの交通上の危険性が増すといった問題点がある。また、住宅街に立地するところでは騒音により近隣の迷惑となる、大通りに面する立地では逆に外部の騒音や環境が子どもにとって悪影響である、などの問題があげられた。新制度の基準に抵触しているところでは、早急な分割や移転が求められるが、移転先確保には多くの困難を有する。そもそも適当な移転先があまりないことに加え、学童自体が自力で見つけだすには組織的に難しいこと、行政も強く立ち入れないことなどが問題である。しかし、早急な移転先探しには、行政が強制力を持って積極的に介入すべきで、学童を存続させる方針を続けるのであれば、建物確保に関しては行政の責務とする選択肢もあるだろう。

これらを踏まえ、学童の立地環境に求められるものとしては、まず小学校や公園などの地域資源が利用しやすい場所に位置していることであり、建物自体としては、民家やアパートよりも、公共施設や広さのある商業施設内のテナントなどが適当であろう。これにより、敷地内のオープンスペースの確保や近隣トラブルの回避につながる可能性がある。利用頻度の低い小規模の公的施設の見直しや空きテナントの活用などの手段も考えられる。

また、学童側の課題としては、「地域にある」特性をより活かす取り組みを実施することである。地域にある特性として、公園や地区センター、コミュニティサロンなどの場を利用するだけでなく、施設の利用で児童と地域の人々との交流が生まれるようなきっかけをつくれることが望まれる。世代を超えた地域ぐるみの交流が生まれることで地域の安全性の向上や、活気あるまちづくりにつながる。そのためには地域の人々も参加できる学童のイベントを実施することが効果的であると考えられる。それをきっかけにして、一回きりではなく挨拶程度でもつながりを持てるような関係性を多くつくれるようになることが期待される。

子どもたちにとってより良い放課後の場を確保するには、さまざまな課題が山積していることが確認できた。今後は、移転が成功した事例、他の自治体における学童保育の運営等を調査し、さらなるデータの蓄積を図りたい。

## 謝 辞

この論文は、2015 年度昭和女子大学環境デザイン学科卒業生 宮本幸奈氏の卒業論文「学童保育施設の立地環境に関する研究—横浜市 K 区を対象として—」をもとに、筆者が再構成しました。宮本幸奈氏の協力に深く感謝いたします。また、お忙しいなか、調査にご協力くださった 9 カ所の学童保育施設支援員の皆様、ならびに横浜市役所関係各位に、厚く御礼申し上げます。

## 注

- [1] 全国学童保育連絡協議会では、学童保育の目的・役割を「共働き・一人親の小学生の放課後（学校休業日は一日）の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立支援を保障すること」としている。
- [2] 全児童対象になることにより、大規模集団となることが多く、小規模の学童保育と比べて子どもが落ち着かない、支援員のきめ細かな対応が期待できない等、問題が数多く指摘されている。
- [3] 詳細は後述するが、この「全児童対策事業」と「学童保育」を合わせて、名称を「横浜市放課後児童育成事業」という。
- [4] 閉所時間は学童もキッズも変わらないこと、利用料金はキッズの方が安く経済的な面で差があること、また保護者によっては学校内の方が安全であると考えたり、迎えがしやすいなどの条件面でキッズを選ぶ可能性があると考えられる。
- [5] 文中にある校数は公立小学校のみである。実際にはこれにプラスして私立の小学校から通う児童がいる学童も数カ所みられる。
- [6] 子ども・子育て支援新制度における面積基準の1.65 m<sup>2</sup>/人とは、事務室やトイレ等の設備を除いた専用室のみで割り出した面積である。今回調査した学童の一人当たりの面積は、学童保育施設全面積に対する一人当たりの面積を割り出したものであり、算出基準が異なる。それでも面積基準を満たしていないということは、相当な狭小スペースであることが読み取れる。

## 参考文献

- 1) 増山均: 学童保育と子どもの放課後, 新日本出版社, 2015
- 2) 全国学童保育連絡協議会編: 学童保育ハンドブック改訂版, ぎょうせい, 2013
- 3) 山崎陽菜・定行まり子: 学童保育所における子どもの行為に要する面積からみた空間構成に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 第682号, pp. 2723-2728, 2012. 12
- 4) 清水肇: 学童保育施設における過ごし方の多様性と空間構成コーナーのある一室型施設における過ごし方の事例検討, 日本建築学会計画系論文集, 第722号, pp. 811-819, 2016. 4
- 5) 宮本文人・岩淵千恵子: 学童保育施設における活動機能と平面構成, 日本建築学会計画系論文集, 第618号, pp. 25-31, 2007. 8
- 6) 山田あすか・大谷優・倉斗綾子: 学童保育拠点における所要面積の算出に関する試論 児童の活動面積と遊び種類, スタッフによる広さ感評価に着目して, 日本建築学会計画系論文集, 第672号, pp. 309-318, 2012. 2
- 7) 塚田由佳里・小伊藤亜希子: 民家等を利用した学童保育所にみる「拠点性」の利点と成立条件—大阪市の事例調査より—, 日本建築学会計画系論文集, 第645号, pp. 2319-2328, 2009. 11
- 8) 横浜市子ども青少年局 ヨコハマはびねすぽっと, 放課後児

童育成課 放課後児童クラブ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/houkago/houkago/houkago-club.html>, 2016. 4 アクセス

(ばんば みえこ 環境デザイン学科)